



北海道における看護職員の養成と確保対策

常任理事 宮 本 慎 一

はじめに

看護職員の確保については、平成4年に制定された「看護婦等の人材確保の推進に関する法律」および同法に基づく「看護婦等の確保を推進するための措置に関する基本的な方針」を基盤として、離職の防止、養给力の確保、再就業の支援等の総合的な看護職員確保対策が実施されてきた。従前の看護職員需給見通しが平成12年末をもって終了することから、近年の急速な少子高齢化の進行、高度医療の進展、介護保険制度の導入、医療に関する国民の要求内容の変化、医療制度の抜本的改革が議論される中で、21世紀初頭における看護職員の安定的確保を図るため、厚生労働省から看護職員の需給に関する検討会報告書として、新たな看護職員需給見通しが平成12年12月に示された。見通しの期間については医療供給体制が大きな変革期を迎えること、介護保険制度が実施5年後を目途として検討が加えられることなどを踏まえ、平成13年から平成17年までの5年間である。

看護職員の需要について

北海道では平成13年需給見込み数は約71,100人、供給見込み数約65,600人と、5,500人が不足しているが、平成17年には需要見込み数約73,800人に対し、供給見込み数は、約72,000人と、1,600人の不足まで減少すると見通している。需要数の推定にあたっては、勤務条件の改善に伴う需要では週40時間勤務体制、産前・産後休業および育児休暇の取得、年次有給休暇、介護休業等に必要な需要を見込むとともに、夜勤体制については複数夜勤と1人月8回以内を基本としている。また、医療の高度化、在院日数の短縮と患者の状態を踏まえて安全で質の高い看護を提供するため

に、夜勤人数の増加や緩和ケアなど専門的な業務を行う看護職員の配置など、より手厚い看護体制を組めるよう考慮した需要を見込んでいる。今後増加が見込まれる介護保険制度に伴う需要については、平成13年の約8,200人（総需要数の11.5%）から、平成17年には10,330人（総需要数の13.9%）に増加するものと見込んでいる（表1）。

看護職員の供給について

供給数に大きな影響を及ぼす新卒就業者数については、看護師等養成施設の新設・廃止の予定、学生の入卒状況や進学、就業の動向を勘案して見込みを立てている。再就業する職員については、主にナースバンクの過去の実績、今後の事業の強化を考慮している。退職等による減少数については過去の実績を踏まえるとともに、就業環境の改善などによる離職防止の効果があがることを期待している。

以上の結果、本道の看護職員の総供給数は平成13年の約65,600人から、平成17年には約72,200人（9.1%増）に達すると見込んでいる（表1）。

地域看護職員就業定着支援事業

北海道では平成13年度から看護職員確保対策として次の新規事業に取り組んでいる。

1. 小規模病院等看護職員確保地域推進事業

地域の医療機関や看護教育機関等の相互協力に基づき、小規模病院等が行う看護職員の現任教育や業務・処遇改善などを支援し、魅力ある職場づくりを推進することにより看護職員の確保や就業・定着、地域の看護サービスの質の向上を図る。事業の内容は、看護職員確保推進会議、地域看護管理者交流検討会、施設間交流研修事

業である。

2. 看護職員確保コンサルテーション事業

医療法改正による看護職員配置基準へのスムーズな移行を推進する事業である。この事業概要は、看護職員コンサルタントチームの設置、現地コンサルテーションの実施、アンケートによるコンサルテーションの実施、から成る。

ナースバンク事業

平成4年に公布された「看護婦等の人材確保の推進に関する法律」によって、平成5年4月から北海道ナースセンター事業が展開されている。ITを利用した事業の効率化に向けてインターネットを経由して求人・求職情報の登録および提供を図るシステムが、平成13年8月から運用を開始している。医療機関と看護職員のマッチングの機会を拡大し、就業率の増加を図ることを目的としている。登録件数が増加することによって効率的な就業が期待されるので、このシステムの利用をお願いしたい。(http://www.nurse-center.net)

看護職員の需給に関する今後の問題

1. 需要の面から

今後さらに進行することが予想される患者の高齢化、重症化や医療内容の高度化、複雑化、在院日数の短縮などを考えると、看護の必要量は一層増加する。また、平成13年3月に施行された医療法の改正による配置基準の適用や、訪問看護や福祉分野での看護職員の就業数が今後とも増加することを考えると、推定需要数を上回る可能性がある。

2. 供給面から

新卒就業者の確保については、少子化の時代を迎え、また、医療を取り巻く環境の変化や厳しい経済情勢から看護職員養成所の統合や廃止の動向を見極めて、必要な養成数を確保しなければならない。北海道における看護職員養成所の1学年定員は平成13年以後減少が見込まれ(表2)、これに追い討ちをかけるように、地域医療を支えている准看護師の養成については、平成11年6月の

表 1 看護職員の需給見通し (H13～17年)

(各年末現在)

区 分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
需 要 見 込 数		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	病 院	48,326	48,538	48,748	48,937	49,119
	診 療 所	10,664	10,579	10,504	10,456	10,403
	助 産 所	40	40	39	37	36
	介 護 保 険 関 係	8,228	8,757	9,317	9,825	10,330
	ア介護療養型医療施設	2,667	2,837	3,015	3,182	3,344
	イ介護老人保健施設	1,498	1,545	1,595	1,637	1,681
	ウ介護老人福祉施設	677	691	710	721	733
	エ訪問看護ステーション	1,703	1,892	2,082	2,268	2,451
	オ居 宅 サ ー ビ ス	1,683	1,792	1,915	2,017	2,121
	社会福祉施設(のウを除く)	435	435	435	435	435
	保 健 所 ・ 市 町 村	1,940	1,956	1,972	1,984	1,992
	看 護 婦 等 養 成 施 設	739	799	757	749	749
数	事業所、学校、その他	784	784	784	784	784
	施設等における必要数 ～ の計A	71,156	71,888	72,556	73,207	73,848
	年当初における就業者数	63,777	65,614	67,332	68,908	70,535
	新 卒 就 業 者 数	3,400	3,269	3,102	3,113	3,088
	再 就 業 者 数	1,887	1,998	2,115	2,239	2,371
見 込 数	退職等による減少数	3,450	3,549	3,641	3,725	3,814
	年末における就業者数 ～ の計B	65,614	67,332	68,908	70,535	72,180
	差 引 (B - A)	5,542	4,556	3,648	2,672	1,668

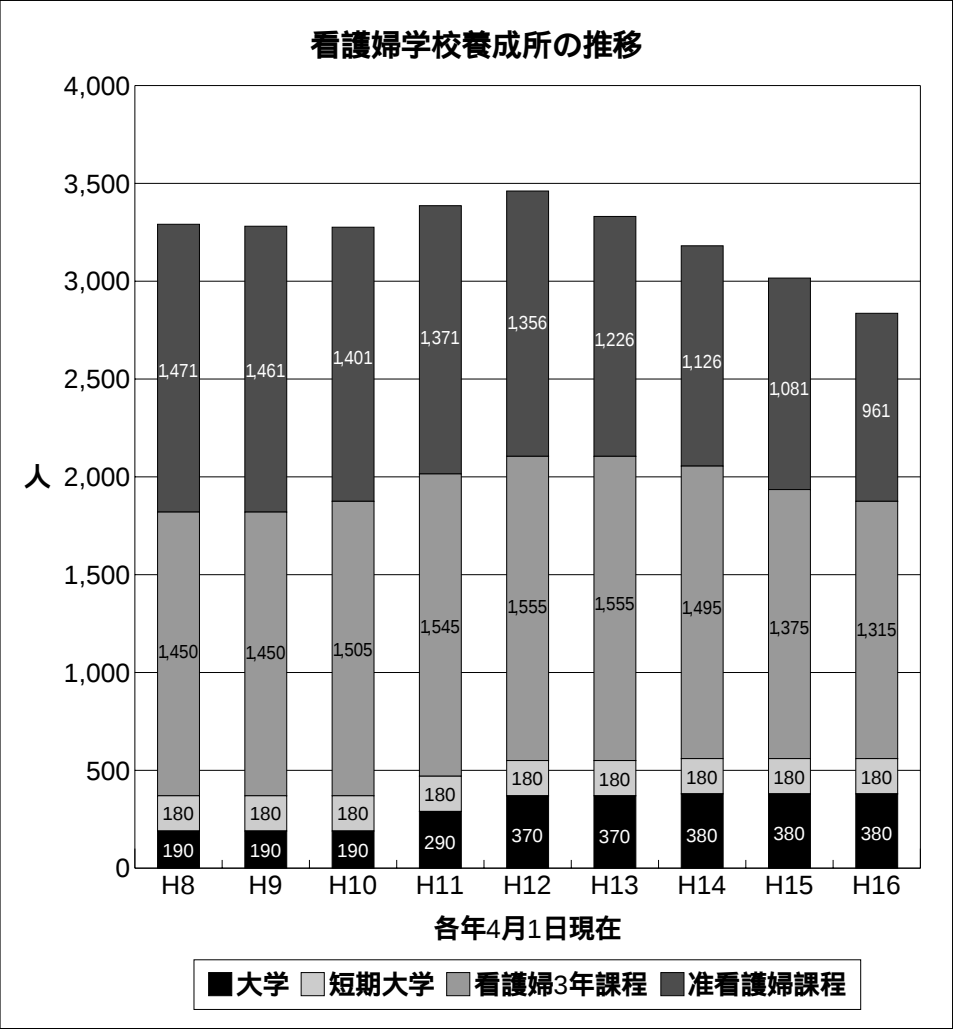
「准看護婦の資質の向上に関する検討会」報告書を受けて、平成14年度から新カリキュラムによる養成が実施され、養成所の運営が一層厳しい状況となり、定員減や閉校が相次いでいる。くわえて今後国立病院や労災病院の統廃合が進めば、看護職員の供給数は推定値をさらに下回ることが予想される。この対策の1つとして平成14年度の事業に、北海道看護協会との協力において道内の高校

進路指導教諭に対する医療・福祉関係職種の養成校の説明会を予定している。

3 . 看護職員の偏在について

看護職員の需給に関して、総数では需給ギャップが縮小に向かいつつある。だが、都市部では看護職員がおおむね充足の傾向にあっても、郡市部では不足状態が続いているという地域間格差、あるいは病床規模や診療科、診療内容によつての医

表 2 看護婦(大学、短大、養成所3年課程)及び准看護婦養成所等における1学年定員の推移



	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
看護婦(大学、短大、養成所3年課程)及び准看護婦養成所等1学年定員総数	3,291	3,281	3,276	3,386	3,461	3,331	3,181	3,016	2,836

療機関間の需給格差があることも事実である。看護職員の需給を総数で論じてばかりいては、医療提供体制は郡市部から崩壊しかねない。今後は従来からの看護職員確保対策と併せて、地域性や医療機関の特殊性にも焦点をあわせた施策が必要になる。

おわりに

少子高齢化が一層進む今後を見通して、看護職

員を安定して確保するためには養成力の確保、離職の防止、再就業の支援等の総合的確保対策を充実させなければならない。第4次医療法改正による看護職員配置、病床数・病床区分の推移や介護保険制度、各種施設サービス、居宅サービスの拡大を考慮すると看護職員の需要に大きな変化が予想され、5年間の見直し期間の終了を待たずに、適宜見直しが必要になるだろう。